総合福祉部会

部会長 佐藤久夫 様

全国社会就労センター協議会(セルプ協) 会 長 近藤 正 臣

「障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案」への意見

「I-6 支援(サービス)体系」「1. 就労支援について」(p.23~24)関連

1. 労働者性の確保が難しい障害者の就労の場の設置が必要である。

現行の就労事業等を「障害者就労センター」と「デイアクティビティセンター」(作業活動支援部門)に再編成し、「障害者就労センター」には原則として労働法を適用するとされているが、その前提となる官公需や民需の安定確保の仕組みの構築や賃金補填の制度化については、現下において実現の工程や財源などが示されていない。

現在いわゆる福祉的就労に従事している障害者の実態を踏まえ、こうした支援策が整備されるまでの間は、労働者性の確保が難しい障害者の就労の場が、作業活動支援の場とは別に設置される必要がある。

障害者総合福祉法(仮称)における 障害のある人の日中活動支援の類型(セルプ協意見) デイアクティビ 障害者就労 ティセンター センター 労働者性 の確保が 当面は障害者総 福祉法に位置付 ·般就労• ける。 合福祉法に位置 難しい 自営 付けるが、将来は •作業活動支援、 障害者の 障害者雇用促進 生活訓練、趣味・ 就労の場 法またはそれに 創作活動等を通 代わる新法(労働 じて社会参加活 法)で規定する。 動に取組む。 適切な仕事を安定的に確保する。 * 官公需優先発注の制度化 * 官公需における随意契約の促進 *雇用率制度とリンクした見なし雇用制度の導入 *民需の発注促進 など 労働法規適用(全面適用または部分適用) 労働法規適用なし 労働法規部分適用 年金等との調整 年金等との調整 賃金補填の制度化(当面は障害者就労セン による所得保障 による所得保障 ターにおいて)

2. 就労移行支援事業を労働施策に統合するのであれば、統合にかかる十分な支援策が必要である。

現行の就労移行支援事業は労働施策に統合するとされているが、統合にあたっては、 現在の利用者・事業者がこれまでと同様以上の支援を受けられる(提供できる)よう、 労働施策の充実、相談支援の充実、事業経営上の保障、また経過措置期間の設定など、 十分な支援策が講じられるべきである。

「I-6 支援(サービス)体系」「8. 市町村独自支援について」(p.29~30) 関連

3. 福祉ホームもグループホーム制度に一本化すべきである。

現行の福祉ホームは、当面は市町村独自支援として継続させ、グループホームとケアホームの一本化によるグループホーム制度に含むかについては検討を行うとされている。

福祉ホームの利用者像とグループホーム等の利用者像はほぼ同様となっている。 市町村独自支援では、現行どおり、その取り扱いに市町村格差が著しくなるおそれがある。

これを踏まえ、福祉ホームもグループホーム等と同様、住まいの場として一本化することが必要であると考える。